

入札説明書

事業名： 令和 7 年度県営林造成事業 保育間伐 第 7 号

場 所： 奈良県十津川村大字林

令和 7 年 9 月 1 6 日

奈良県森林技術センター

入 札 説 明 書

令和7年度県営林造成事業 保育間伐 第7号に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 設計図書等に関する質問・回答

入札等に関し、質問がある場合には提出期限までに「質問書」＜別紙1＞を郵送又はFAX等で下記に提出してください。

【提出先】 奈良県森林技術センター 森林管理市町村連携課
〒635-0133 奈良県高市郡高取町吉備1
FAX 0744-52-4400

【提出期限】 令和7年 9月18日（木）午後5時必着

※質問に対する回答は、仕様等全体にかかるものについて令和7年 9月22日（月）中に奈良県森林技術センターホームページ

（<https://www.pref.nara.jp/70019.htm>）に掲載します。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、3に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた者が、この入札に参加することができます。

- （1）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- （2）平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- （3）平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号から第6号に該当しない者であることのほか、アからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等が暴力団員であると認められる法人その他の団体又は個人

※役員等とは、「法人にあっては役員（非常勤であるものを含む。）及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他団体にあっては法人の役員と同等

の責任を有する者を、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者」をいう。

- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人その他の団体又は個人
- ウ 役員等がその属する法人その他の団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる法人その他の団体又は個人
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる法人その他の団体又は個人
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人その他の団体又は個人

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望される者は、提出期限までに「入札参加申込書」＜別紙２＞に添付書類を添えて、持参又は郵送してください。

＜添付書類＞

- ・（認定事業体の場合）現場管理責任者若しくは統括現場管理責任者の研修修了者名簿登録証の写し
 - ・「同種事業の実績」＜別紙３＞
 - ・「事業証明書」＜別紙４＞（必要に応じて）
 - ・「配置予定技術者の保有資格等」＜別紙５－１＞及び必要な資格証等の写し
- ただし、１０年以上の森林整備実務経験者は「申告書」＜別紙５－２＞

入札参加資格について審査のうえ、入札参加資格を有すると認める者には入札参加資格適合書＜別紙６＞を送付し、入札参加資格を有すると認められない者には入札参加資格に適合しないことについて＜別紙７＞を通知します。

【提出先】 奈良県森林技術センター 森林管理市町村連携課
〒６３５－０１３３ 奈良県高市郡高取町吉備１

【提出期限】 令和７年 ９月２５日（木）午後５時必着

4 入札書及び封筒の作成方法

（１）入札書

入札書については、＜別紙８＞によります。

- ①入札書の入札者欄には、住所、名称等、日付（開札日）を記入してください。
- ②入札書への金額の記入には、アラビア数字（０，１，２，３・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、総額を記入してください。
- ③入札において使用する通貨は、日本国通貨に限ります。
- ④入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載してください。落札後、記載額に１０％を加算した金額を契約額とします。

- ⑤入札者の印鑑は、入札参加申込書と同じ印鑑を押印してください。
- ⑥「入札者」は本人名義に限り、代理人名義の入札は認めません。
- ⑦郵送により到着した入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(2) 封筒の作成方法

封筒については、「郵便封筒の記載例」＜別紙9＞によります。

- ①「内封筒」及び「外封筒」の二重封筒とします。
- ②「内封筒」に入札書を入れ、表面に入札件名、名称等を記入し、内封筒裏面の2カ所を入札書で押印した印で封印（割印）してください。（内封筒は親展としてください。）なお、内封筒の規格は、原則として長形3号（120mm×235mm）とします。
- ③「外封筒」に上記②で作成した内封筒及び入札参加資格適合書（写）を入れ、表面には、指定した提出場所、入札日、入札件名等を記入し、入札書在中と朱書きしてください。裏面には、差出人の住所、名称等を記入し、1カ所を入札書で押印した印で封印（割印）してください。なお、外封筒の規格は、原則として、角形2号（240mm×332mm）とします。

5 入札の無効

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ①入札参加資格がない者がした入札
- ②所定の入札書によらない入札
- ③入札者の記名押印が誤脱した入札
- ④法人の場合は代表者印のない入札
- ⑤入札者が1人で2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
- ⑥入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- ⑦入札金額を訂正した入札
- ⑧入札に関し、談合等不正な行為を行った者がした入札
- ⑨到着期限内に到着しなかった入札
- ⑩入札書が指定と異なる提出先に送付された入札
- ⑪所定の提出（郵送）方法以外の方法により到達した入札

(2) 異議申し立て

郵便入札の参加者は、郵便事情による事故等で入札書等が到達期限内に到達しなかったことにより入札が無効となった場合であっても、異議を申し立てることはできません。

6 入札書の提出

(1) 入札書の提出

郵便（一般書留又は簡易書留）のみ受け付けます。

- ①一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を郵送した場合には、入札が無効となりますのでご注意ください。（例：普通郵便又は速達の場合）
郵送の手続の際渡される「差出控え」は、開札が終わるまで保管してください

い。

②郵便入札提出期限までに到達するよう郵送してください。指定と異なる提出先に送付した入札書又は到着期限を経過した後に到着した入札書は、理由のいかんを問わず無効とします。

③一度提出された入札書の撤回、書換え、差し替え等を行うことはできません。
(所定の方法以外で提出された入札書も含みます。)

提出期限：令和7年10月10日（金）午後5時必着

提出先：奈良県森林技術センター 総務企画課

〒635-0133 奈良県高市郡高取町吉備1

提出内容：①入札書【内封筒に入れてください】

②入札参加資格適合書（写）【外封筒に入れてください】

③開札時に立会を希望するものは、「開札立会申込書」【外封筒に入れて下さい。】

7 落札者の決定等

(1) 開札及び立会

①開札は、入札公告で示す日時及び場所において公開で行うものとし、立会を希望する各入札者につき1名のみ立会することができます。

開札の立会を希望する入札者は、予め「開札立会申込書」＜別紙10＞を入札書を送付する際の外封筒に同封して提出して下さい。）

②開札当日に開札立会を希望する者は、印鑑（認印可）、「入札参加資格適合通知書」と「開札立会申込書（未提出の場合）」を開札場所にて担当職員に提示し、開札の10分前までに入場して下さい。

なお、代理人を立ち会わせる場合は、上記に加えて「開札立会人委任状」＜別紙11＞を持参して下さい。

※開札立会人委任状などを持参しない代理人は、立ち会いをすることができません。

開札日時になっても立会人が参集しない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行います。

③開札立会人は、開札終了後、当該入札（開札）が公正かつ適正に執行されたことを「開札立会確認書」＜別紙12＞に記名・押印し、確認するものとします。

(2) 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

①令和7年度県営林造成事業 保育間伐 第7号に係る入札金額が、予定価格及び最低制限価格の範囲内であり、最も低い者を落札候補者とします。

②落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により落札候補者の順位を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。

③落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し安全管理確認調査を行ったうえで落札者を決定します。

- ④落札候補者となった者であっても、安全管理確認調査の結果によっては、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し安全管理確認調査を行い、落札者が決定するまで順次調査を実施します。

8 くじ引き

(1) くじ引き

開札の結果、落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、それらの者があらかじめ入札書に記載した「くじ番号」を基に、下記に定める「くじ引きの方法」により、順位及び落札候補者を決定します。

このため、入札書には必ず「くじ番号」（任意の3桁の数字）を記入してください。
※番号の記載がない、あるいは数字が特定できない場合は、「000」を割り当てます。

(2) くじ引きの方法

- ①入札書に必ず「くじ番号」（任意の3桁の数字）を記入してください。
- ②落札候補者となるべき同価格の入札をした者（以下「くじ対象者」という。）について、入札書提出の受付番号（以下「入札書受付番号」という。）順に、0, 1, 2・・・と落札判定番号を割り当てます。
- ③くじ対象者の入札書に記載されたくじ番号及びくじ対象者の入札書受付番号を合算し、くじ対象者数で除して余りを求めます。
- ④③で求めた余りと②の落札判定番号とが一致する者を落札候補者として決定します。次順位者は落札候補者の落札判定番号の次の番号の者としします。（0→1→2→0）

算定例（落札候補者となるべき同価格の入札をした者（くじ対象者）が3者の場合）

くじ対象者	A 社	B 社	C 社
ア 入札書受付番号	1	2	3
イ 落札判定番号（アの小さい順）	0	1	2
ウ くじ番号（任意の3桁の数字）	1 1 1	7 8 9	3 2 1
エ アとウを合算した数字	1 1 2	7 9 1	3 2 4
オ エの総合計÷くじ対象者数	1 2 2 7 / 3		
カ オの余り	0		
キ 落札候補者	A 社 (次の順位者は、イの落札判定番号が1のB社)		

9 落札候補者への通知

落札候補者を決定したときは、当該入札参加者に電話等により通知します。

10 安全管理確認調査の実施

落札候補者に対し安全管理確認調査を実施します。適正な施工の確保ができないおそ

れがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として安全管理確認調査を実施します。

落札候補者は、安全管理確認調査書類の提出及び聞き取り調査に協力しなければなりません。この資料の提出及び聞き取り調査に応じない場合は失格となります。落札候補者は、下記のとおり定められた期限までに必要書類を提出しなければなりません。提出がなかった場合は、失格となりますのでご注意ください。

①提出書類

- ・安全管理確認調査報告書＜別紙 1 3＞
- ・工程計画＜別紙 1 4＞
- ・配置予定技術者名簿＜別紙 1 5＞
- ・安全管理作業員の資格を証明する書類の写し

(治山事業森林整備に係る競争入札参加資格者登録による者)

林業・木材製造業労働災害防止協会奈良県支部が実施する「森林整備安全管理研修（安全管理作業員）」の受講修了証の写し

(認定事業体である者)

農林水産大臣が発行する現場管理責任者若しくは統括現場管理責任者の研修修了者名簿登録証の写し

- ・配置予定技術者の資格を証明する書類の写し
- ・安全管理計画＜別紙 1 6＞

②提出先 〒635-0133 奈良県高市郡高取町吉備 1

奈良県森林技術センター 森林管理市町村連携課

③提出期限：令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水）午後 4 時まで

(正午から午後 1 時までを除きます。)

④提出方法：事前に電話で連絡のうえ持参してください。

提出時に調査書類に基づき調査・面談を実施します。

⑤提出部数 1 部

1 1 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者が、「2 競争入札に参加する者に必要な資格」を有しなくなった場合は、契約を締結しません。

1 2 契約書作成の要否等

本件契約は、契約書の作成を要します。落札者は、奈良県契約規則第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

1 3 契約保証金

落札者には、契約締結と同時に、契約金額総額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、次のいずれかに該当する場合、契約保証金の全部または一部の納付を免除します。

- ①保険会社との間に県を被保険者とする履行保険契約を締結した者

②法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保を提供した者

③地方自治法施行令第167条の5第1項の規定による一般競争入札に参加する資格を有する者、及び同施行令第167条の11第2項の規定による指名競争入札に参加する資格を有する者で、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつこれらすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者